平成２７年（フ）第７７号
新潟市中央区天神尾２丁目２番19号　白百合ハイツＢ棟203号
債務者　堀川　明美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２号
新潟市東区東明２丁目９番地11
債務者　小杉　光一
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３９号
名古屋市緑区砂田１丁目112番地　フレグランス砂田Ｃ棟201号
債務者　辻　　枝美（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字豊倉新田８番地３　パストラル浦島Ｉ206号
債務者　林　　三晴
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７号
三重県津市緑が丘２丁目23番地２
債務者　坂井　敏子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３９号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上5147番地　山之上ハイツＢ棟101号、前住所静岡県富士市今泉４丁目１番12号　グリーンヴィラ101号
債務者　松本　一輝
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４１号
滋賀県近江八幡市市井町305番地
債務者　山岡　真也
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１３３号
神戸市長田区平和台町３丁目３番６号
債務者　成瀬　　幸
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
鳥取県鳥取市気高町高江57番地
債務者　山本　聖子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
広島県尾道市久保町1714番地１
債務者　森田亜由美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２６５号
愛媛県松山市福音寺町49番地２　フレグランス福音寺202号
債務者　岡田　時江
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
愛媛県松山市西石井２丁目１番15号
債務者　松尾　元春
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
長崎県長崎市界２丁目７番６号　七福荘Ｂ棟202、旧住所長崎県長崎市大浜町298番地31
債務者　寺町　真也
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
沖縄県那覇市長田１丁目４番２号　玉城ビル601
債務者　稲森　愛香（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３０号
沖縄県島尻郡南風原町字新川142番地２
債務者　大嶺　真勇
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３８号
沖縄県那覇市字国場1191番地２　コーポＭＯＲＥ305
債務者　黒江　有史
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６号
福島県岩瀬郡天栄村大字大里字舘ノ内111番地11
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係